

最長5年間 最大180万円

下川町に移住・就職予定の方必見

奨学金返還 支援制度

対象者

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の在学中に
借入した奨学金を現在返還している町民で、
町内に就労した日から2年が経過した方。（公務員は除く。）

補助額

Uターン者等

月額3万円以内、最長5年間（最大180万円）

※町内に3年以上居住したことがある方若しくは3年以上居住している方

Iターン者

月額2万円以内、最長5年間（最大120万円）

※町外から転入してきたUターン者等以外の方

奨学金

独立行政法人日本学生支援機構が貸与した奨学金、
大学等が貸与した奨学金、地方公共団体が貸与した奨学金、
公益法人が貸与した奨学金、その他町長が認める奨学金

登録
申請

登録
決定

2継
年続
し就
て労

補助
金申
請

交付
決定

交付

※令和6年4月1日以降に就職していることが要件となります。
（それ以前から就職している方は対象外。）

詳細はこちらから

お問い合わせ先

〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地

北海道下川町 総務企画課

TEL：01655-4-2511 FAX：01655-4-2517

E-mail：s-kikaku@town.shimokawa.hokkaido.jp

